

## 半田市スポーツ協会表彰規程

### 1. 趣旨

半田市のスポーツ発展に寄与し、半田市スポーツ協会（以下「協会」という）の運営ならびに事業遂行に貢献したものを表彰するため、ここに半田市スポーツ協会表彰規程を制定する。

### 2. 表彰の種類

- (1) 特別体育功労賞
- (2) 体育功労賞
- (3) 特別優秀選手（監督）賞
- (4) スポーツ賞

### 3. 表彰の基準

次の各号のいずれかに該当するものを表彰する。

#### (1) 特別体育功労賞

- (ア) 協会の会長（退任後）
- (イ) 協会の役員として、その期間が20年以上で協会の発展に寄与し、特に功績が顕著なもの。
- (ウ) 加盟団体の会長、副会長、理事長、副理事長、理事、その他これに相当する役員（以下「加盟団体の役員」という）として、スポーツ振興に尽した期間が20年以上であるもの。
- (エ) 加盟団体で、スポーツ振興に特に功績があり、その期間が25年以上であるもの。

#### (2) 体育功労賞

次の各号のいずれかに該当するものを表彰する。ただし、再度の表彰はしない。

- (ア) 協会の役員として、その期間が10年以上であり協会の発展に寄与し、功績顕著なもの。
- (イ) 加盟団体の役員として、その期間が10年以上であり加盟団体の発展に寄与し、功績顕著なもの。
- (ウ) 加盟団体で、スポーツ振興に15年以上功績があるもの。
- (エ) 加盟団体で、その他特に功績があり必要と認められたもの。

#### (3) 特別優秀選手（監督）賞

協会会員、市民、市内事業所等に勤務するもの及び市内高等学校に在学するもので、加盟団体の競技において次の号に該当するものを表彰する。

- (ア) 国民体育大会、日本選手権大会（県、ブロック等予選を経たもの）において入賞（3位以内）したものと及びその監督。

#### (4) スポーツ賞

協会会員、市民、市内事業所等に勤務するもの及び市内高等学校に在学するもので、加盟団体の競技において次の各号のいずれかに該当するものを表彰する。

- (ア) 県大会以上の大会で優勝したもの。（団体競技では、競技別6チーム、個人競技では、種目別12人以上が参加する大会を原則とする。ただし、中学生以下は、この限りでない。）
- (イ) 全国障がい者スポーツ大会（県、ブロック等予選を経たもの）において入賞（3位以内）したもの。
- (ウ) 各種大会で県記録を更新したもの。

(エ) その他特別優秀選手(監督)賞に該当しない全国大会で入賞(3位以内)したもの。

4. 表彰者の推薦  
別に定める様式により協会加盟団体長からの具申を受ける。
5. 表彰の決定  
常任理事会において決定する。
6. 表彰の期日  
会長が決定する。
7. 表彰の方法  
賞状を授与し、記念品を贈呈する。
8. 半田市表彰への具申  
特別体育功労賞を受賞した者は、半田市一般表彰に具申することができる。

附 則

1. 表彰を受けたものへの期待  
表彰を受けたものは、その荣誉と誇りを堅持し、技術の向上、後進者の指導等、半田市のスポーツ振興のため精進されるよう期待する。

2. 本規程は、昭和39年2月10日から施行する。

附 則

本規程は、昭和58年5月19日から施行する。

附 則

本規程は、平成2年9月13日から施行する。

附 則

本規程は、平成14年10月25日から施行する。

附 則

本規程は、平成18年10月27日から施行する。

附 則

本規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

本規程は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

本規程は、令和元年6月24日に改正し、令和元年5月24日から適用する。